

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・通知預金
2. 期間	・この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。 ・据置期間(お預入れ日を含み7日間)は、原則として、払戻しできません。 ・据置期間経過後は、随時、払戻しできます。
3. ご利用可能な方	・個人および法人のお客さま
4. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額	・当行の国内本支店窓口で、お預け入れいただけます。 ・お預入れ明細1件につき5万円以上、1円単位
5. 払戻方法	・口座開設店の窓口に関し、据置期間経過後に元金と利息を払戻します。 ・お預入れ明細1件ごとに払戻します。(お預入れ明細1件の一部金額の払戻しは、できません。) ・払戻日の2日前までに、払戻しする日を当行に通知する必要があります。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利息支払 (3)計算方法 (4)課税	・据置期間も含め、市場金利の動向に応じて毎日決定し店頭に表示する金利を、適用します。(変動金利) ・店頭表示以外の利率で約定した場合は、その利率を適用します。 ・元金の払戻し時に利息を支払います。 ・お預入れ明細1件について付利単位を1万円とし、1年を365日とする日数計算をもとに利息計算します。 ・個人のお客さまは分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%(※))、法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。 ・(※)復興特別所得税が付加されております。 ・法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続きを行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。なお、平成17年12月31日をもって「65歳以上を対象」とするマル優制度は廃止となっております。
7. 手数料	————
8. 付加できる特約事項	
9. 預金保険の適用	・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。
10. 元本欠損リスクと要因	————
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	・やむをえず据置期間内に払戻す場合は、払戻日の普通預金利率を適用します。 ・据置期間の直後に銀行休業日が連続する場合は、その最終日の翌営業日から払戻しできるようになります。
12. 想定されるリスク	————
13. 当行の契約する指定紛争解決機関	・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他の説明事項	————